

## 議会運営委員会

令和 2 年 5 月 7 日（木）

午前 9 時 5 9 分開 会

○村田委員長 おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

本日の議会運営委員会は、臨時議会の議案提出についてであります。議案第 4 1 号の令和 2 年尾鷲市一般会計補正予算（第 2 号）の議決について、報告第 1 号、専決処分事項の承認について、尾鷲市市税条例の一部改正であります。この議案につきましては執行部より説明を求めたいと思っておりますけれども、まず、その前に、市長から御挨拶を頂きます。

○加藤市長 おはようございます。

本日は、令和 2 年、第 3 回の臨時会の議会運営委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。本臨時会に上程いたします議案等につきましては、議案第 4 1 号、令和 2 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 2 号）の議決についてと、報告第 1 号、専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例の一部改正）であります。なお、今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施する特別定額給付金事業及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事業において、迅速かつ的確に市民の家計や子育て世帯を支援するため関連予算を計上させていただいております。

提出議案の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○竹平総務課長 それでは、令和 2 年第 3 回尾鷲市議会臨時会への提出議案について御説明させていただきます。

通知させていただきます。

まず、議案書、目次でございます。議案書の表紙の次のページを御覧願います。

本臨時会の提出議案は、議案第 4 1 号、令和 2 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 2 号）の議決についてと専決処分事項の承認について、尾鷲市市税条例の一部改正の予算関連議案 1 件と報告 1 件であります。

1 ページ、議案第 4 1 号、令和 2 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 2 号）の議決についてにつきましては、尾鷲市一般会計補正予算書第 2 号及び予算説明書をもつ

て御説明をさせていただきます。

それでは、通知いたします。

それでは、補正予算書の1ページをお願いします。

令和2年度補正予算書1ページ、今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ17億8,561万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ116億4,426万2,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容についてでございますが、補正予算書の8ページ、9ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金17億6,685万3,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として国民1人につき10万円を給付するための特別定額給付金給付事業費補助金17億5,000万円、同じく事務費補助金が1,685万3,000円でございます。

次に、2目民生費国庫補助金1,876万6,000円の増額は、児童手当受給世帯を支援することを目的とした子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金が1,545万円、同じく事務費補助金が331万6,000円でございます。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費17億6,685万3,000円を増額し計17億7,655万2,000円とするもので、内容は、特別定額給付金給付事業で、会計年度任用職員報酬471万4,000円ほか、特別定額給付金システム導入委託料と事業執行に係る事務費として計1,685万3,000円及び負担金補助及び交付金17億5,000万円、1万7,500人分の特別定額給付金でございます。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費は、1,876万6,000円を増額し計7億1,825万9,000円とするものでございます。内容は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業で、次のページになりますが、職員の時間外勤務手当37万6,000円ほか、子ども・子育て支援システム改修業務委託料234万9,000円と事業執行に係る事務費として計331万6,000円及び負担金補助及び交付金1,545万円は、子育て世帯への臨時特別給付金で、児童手当を受給する世帯、令和2年3月31日現在、ゼロ歳から中学生のいる世帯1,545

名を対象として、給付額については児童1人につき1万円でございます。

議案第41号に係る説明は以上でございます。

次に、議案書に戻っていただきたいと思っております。通知をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

報告第1号、専決処分事項の承認について。

尾鷲市市税条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等に伴い地方税法の一部を改正する法律が施行されたことにより、地方自治法第179条第1項の規定により本年5月1日に専決処分したもので、同条第3項の規定により報告し議会の承認を求めるものでございます。

今回の新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例においては、令和2年2月1日以降の収入に相当の減少があり納税することが困難な納税者に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予できることになりました。その手続において、徴収猶予の申請の訂正等の期間を本市から通知後20日間とすること、また、徴収猶予の不許可や許可後の取消しを行うことができるよう改正したものでございます。

以上が議案等の説明でございます。

○村田委員長 続いて、説明員のことについて、総務課長。

○竹平総務課長 本臨時会に係る説明員でございますが、まず、市長、副市長、そのほか各関係課長といたしましては、政策調整課長、財政課長、税務課長、福祉保健課長、市民サービス課長、そして総務課長の以上の8名でございます。

○村田委員長 ただいま臨時会に提出予定であります議案第41号、報告第1号、それから、説明員の出席について説明がありました。これについて、特別、特段、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないですね。ないようでありますので、ただいま説明のありました議案第41号、報告第1号並びに説明員の出席についてはただいま説明のとおり取り進めていきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、執行部より、この際、報告ございますか。

○加藤市長 新型コロナウイルス感染症に関する尾鷲市独自の取組について御説明させていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症の拡大が収まる気配がないことを踏まえて、政府は5月4日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部にて、全国の都道府県が引き続き緊急事態宣言の対象となる基本的対処方針が決定されました。この基本的対

処方針を踏まえて三重県は、緊急事態措置の実施期間を5月31日まで延長することになりました。

このような中、本市におきましても、先月18日以降、新たな患者が出ていないものの、市民のほとんどがまだ経験したことのない緊急事態宣言が延長されたことは、市民生活への影響は計り知れないものとなっております。財政状況が厳しい本市にあっても多少なりとも市民生活の一助となる施策がないのかと4月16日に緊急事態宣言が全国に拡大されて以降、鋭意検討してまいりました。市民が困っている今、できる支援策については6月定例会に係る予算を計上させていただき、7月中の実施を予定しております。詳細につきましては、この後開かれます全員協議会にて説明させていただきたい、このように思っております。

以上でございます。

○村田委員長　　ありがとうございました。

それでは、ここで執行部の退席を求めます。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　　ちょっと待ってください。

○高芝議会事務局長　　すみません。それでは、事項書2番目の会期及び議事日程（案）について説明させていただきます。

○村田委員長　　ごめん、ごめん。

○高芝議会事務局長　　会期は、本日5月7日、木曜日、1日間の予定でございます。

なお、会議時間につきましては、事項書のほう、空欄となっておりますが、この後開催されます全員協議会終了後、午後1時を予定させていただいております。

本会議を開会していただき、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、議案上程、提案説明、質疑、委員会付託。これは、先ほど執行部より説明がございました議案第41号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。

続きまして、報告、質疑、討論、採決。これは、先ほど執行部より説明がございました報告第1号、専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例の一部改正について）でございます。

その後、本会議を暫時休憩し、第二・第三委員会室において行政常任委員会を開催していただき、付託議案の審査を行っていただきます。

委員会終了後、本会議を再開していただきまして、審査結果等の委員長報告、委

員長報告に対する質疑、討論、採決を行っていただき、閉会となる予定でございます。

なお、ただいま議案付託表（案）を通知させていただきましたので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○村田委員長 会期及び議事日程（案）についての説明がございました。

これについて皆様方の御意見がありましたら御発言願いたいと思いますが、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長 ないようでございますので、会期及び議事日程につきましてもただいまの説明のとおり進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで執行部、退席してください。

それでは、その他の項に入りたいと思っておりますけれども、先般御議論いただきました議員報酬の自主的な削減についてでありますけれども、4月24日の議運、全協で新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている地域のために議員報酬を減額する方向性を確認しております。議会として方向を、方針を全議員に確認する必要があるため、この後の全協で議長にまとめていただくことにいたしますので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

また、その中では、手続、進め方はどうするのかということも議会事務局から説明をしていただきますけれども、あえて、今、事務局から説明ありますか。

○高芝議会事務局 説明させていただきます。

ただいま委員長から御説明がありました議員報酬の件につきましては、この後開催される全員協議会のほうにおきまして、議会としての方針を議長におまとめいただき、御協議のほうを整えば、6月の第2回定例会に尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正案のほうを、また、今回御協議いただく新型コロナウイルス感染拡大に対する議会としての方策の減額の一般会計補正予算案のほうを提出する形をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○村田委員長 ただいま説明のとおりでございますけれども、この議運の場で議員報酬減額分の使途、使い道をどうするのかということも当然議題に上がろうかと思っておりますけれども、市民の目に見える形、使途が明確な形という意味で、子育て世

帯への支援等にしてもらうことを議長から執行部に要請していただきました。その結果を全協の場で議長のほうから御報告があると思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、一般質問の通告締切日から一般質問の初日までの期間ということで前々から議論になっておりましたけれども、この説明、これにつきましては執行部の意向を確認して進めるべきということで、第2回定例会までに方向性を決めたいということでありましたけれども、議会事務局、これについて説明がありましたらお願いをいたします。

○高芝議会事務局長 説明させていただきます。

先日の議会運営委員会及び全員協議会の内容を踏まえて事務局のほうで執行部のほうに確認させていただきましたところ、執行部といたしましては、一般質問の初日の日程の組み方、つまり一般質問の初日を月曜日とする運用を、こちらのほうは従前と同様としていただけることを前提としてではございますが、通告書の締切り期限を一日でも早めるという形の改正であれば一般質問対応に時間的猶予が生まれることもあり、土日の職員のほうの一般質問対応時間が減る可能性があるという回答でございました。

引き続きよろしいですか、委員長、すみません。

○村田委員長 はい。

○高芝議会事務局長 現在、本市議会における一般質問の申合せ事項といたしましては、通告書の締切りは議会運営委員会閉会後から本会議開会翌々日、つまり本会議開会3日目の午前11時までとするとしていただいておりますが、こちらのほうを通告書の締切りを本会議2日目の午前11時までとしていただくような形で一般質問の初日の日程の組み方は従前と同様の運用としていただければ、執行部のほうに1日ではございますが一般質問対応の時間的猶予が生まれますので、御検討いただければと思います。

以上でございます。

○村田委員長 議長、私から通告締切りを一日でも早める形の提案といいますかさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、手続、進め方については、事務局、説明いただけますか。

○高芝議会事務局長 ただいま申し上げました運用につきましては、この第2回定例会につきましては、開会初日に役員改選のほうをしていただく関係もございまして、ほかの定例会より1日遅い本会議開会4日目の午前11時を通告の締切りと

して運用していただいておりますが、今回、全員協議会のほうで1日短縮の方向で御協議が整えば、第2回定例会に関しては本会議開会3日目の午前11時を通告の締切りとして運用させていただきたいと思っております。

なお、申合せ事項の改正案につきましては、本日御協議された内容を踏まえて事務局のほうで作成させていただき、第2回定例会の前に改めて議員の皆様全員に確認していただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○村田委員長 説明は以上のとおりでございますけれども、これについて御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでありますので、ただいま事務局から説明のあったとおりに進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

次に、議会の傍聴について、これは、4月24日議運、全協で、新型コロナウイルス感染症に係る対応として、議会の傍聴に対しても事後に傍聴者に連絡を取れる対応を考えたほうがよいのではないかという御意見がございました。そこで、各市の状況を調べてみたんですが、事務局より報告をいたさせます。

○高芝議会事務局長 説明させていただきます。

事務局のほうで県内の市議会及び県議会の今回の対応状況のほうを確認させていただきましたところ、本市のように傍聴規則で名簿の運用を明記していない市及び県議会のほうにおきましても、今回は傍聴の自粛をお願いする及び個人情報保護に配慮した上で受付票、個票のようなものを用意して住所、氏名、電話番号等を記入していただくお願ひをしているというような対応状況でございました。

以上でございます。

○村田委員長 ただいま他市の状況、局長から報告がありましたけれども、尾鷲市でも対応を考える場合の手続、進め方として、事務局の案、ありますか。

○高芝議会事務局長 説明させていただきます。

まず、傍聴に来ていただく方の健康のほうを守る観点から、当面の間、議会の傍聴を原則自粛していただくように市のホームページなども活用してお願ひしていくこと。次に、それでも、やむを得ず傍聴をお受けする場合、その場合は、本市では個人情報保護及び議会傍聴のほうに気軽に来ていただけるようにするためもあって傍聴者に受付名簿等への記入をお願いしておりませんが、今回、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応として、やむを得ず傍聴される場合は、受付票のほうに住

所、氏名、電話番号の記入をお願いし、議会事務局のほうで個人情報等厳重に管理していく。以上、大きく2点の対応が必要と思われますので、議会として当面の間、ただいま申し上げた対応を取っていただくか御協議いただきたいと思います。

以上でございます。

○村田委員長　ただいま議会事務局から説明がございました議会傍聴について、特に御意見のある方は御発言願いたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　よろしいですか。それでは、事務局の報告のとおりに進めていただくようよろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、クールビズについて、事務局より説明を求めます。

○高芝議会事務局長　説明させていただきます。

クールビズにつきましては、既に去る5月1日より始まっておりまして10月末まで実施されることとなっておりますが、議会のほうといたしましても、例年どおり議場につきましてはノーネクタイで上着着用、ただし、適宜脱いでもよいという運用で、また、委員会につきましては、もちろん常識の範囲でございますが、上着、ネクタイともなしという運用でお願いしたいと思います。

以上でございます。

○村田委員長　ただいまのとおり、クールビズについてはよろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、このその他のほうにはありませんけれども、先般視察について、管外、管内を含めて今後どうしていくのかというような御意見もございましたが、ただいまコロナウイルスがまだ収束に至っていないということで、その辺のところは委員長の裁量に任せるということでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　また、6月改選でありますけれども、新しい委員長が選出をされた後に、次の年度といいますか視察があるわけでありますけれども、その際にもコロナウイルスの収束状況を見て委員長が決めていただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　それではよろしくお願いを申し上げます。

これで、議会運営委員会の全事項を終了しましたので、これで、議会運営委員会を閉じます。



(午前 10 時 22 分 閉会)